平成２３年（フ）第１０２９号
京都市上京区新町通鞍馬口下る下清蔵口町124番地　岡本アパート202号
債務者　西村　千恵
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６２号
京都市下京区五条通高倉西入万寿寺町150番地　サムティ有隣カマラード706号
債務者　髙田惠美子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４９号
京都府八幡市男山香呂１番地―Ａ25―207
債務者　藤本志津代
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６３号
京都市伏見区納所北城堀23番地17　パールハイツ25号
債務者　高橋　真二
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８７号
京都市中京区西ノ京北小路町20番地　市営住宅２棟203号
債務者　矢野　孝幸
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９１号
京都市伏見区醍醐槇ノ内町28番地160
債務者　天谷　　竜
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目11番11―1009号
債務者　大和由加子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２２号
兵庫県尼崎市今福２丁目18番13号メゾン・ド・ソレイユ102号
債務者　田之上順子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４９号
兵庫県芦屋市春日町20番11号
債務者　吉田　丸美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５号
広島県三原市本郷北４丁目33番15号
債務者　味処しらかばこと　土生　伸一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
愛媛県松山市小坂５丁目10番21号　マンション南小坂504号
債務者　桑村須磨子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３１４号
宮崎市高岡町内山310番地１
債務者　岡藤　映子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３４号
沖縄県浦添市西原３丁目11番10号　２Ｆ
債務者　新垣智江子（旧姓奈須）
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３３６号
沖縄県那覇市与儀１丁目14番16号
債務者　城間　幸枝
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３４８号
沖縄県浦添市大平２丁目10番９―203号仲本アパート
債務者　城間　友紀
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３９１号
兵庫県尼崎市浜３丁目５番４号、前住所兵庫県尼崎市下坂部２丁目17番２号
債務者　小村あゆみ
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２１号
兵庫県尼崎市食満５丁目５番１―403号、前住所兵庫県尼崎市南清水27番12号
債務者　川浪　正之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係